

介護保険と確定申告について

確定申告において、①社会保険料控除として介護保険料、②医療費控除として介護サービスの利用料、寝たきりの方のおむつ代、③障害者控除として所得税法上の障がい者と同等と認定された要介護認定者の方がいる場合などについては、所得税控除の対象となります。

①社会保険料控除

平成27年1月から12月の浪江町介護保険料は減免になっているため、浪江町に住所を有する65歳以上の方で該当する方はいません。

②医療費控除

- 介護保険サービス（居宅サービスや施設サービス）利用料等のうち、医療費控除の対象となるものは、「医療費控除対象額」と領収書に記載されているものです。
- おむつ代の取扱い
寝たきりの状態で、治療上おむつの使用が必要な人については、おむつ代が医療費控除の対象となります。

▷対象者

おおむね6か月以上寝たきりの状態にあると認められ、治療上おむつの使用が必要な方

▷必要書類

《初めて控除を受ける方》

- 領収書
- 医師が発行する「おむつ使用証明書」
※証明書様式は介護係にあります。

《2年目以降の方》

- 領収書
- 「おむつ使用証明書」に代えて、町が発行する「おむつ代医療費控除証明書」でも可
※申請が必要です。

③障害者控除

65歳以上で、介護保険の要介護認定を受けている方は、障害者控除を受けられる場合があります。

▷対象者

65歳以上の浪江町介護保険被保険者で、要介護1から要介護5の認定を受けている方のうち、要件に該当する方。（要件とは要介護認定に際し、町が収集した主治医意見書の日常生活自立度によります）

▷基準日

所得控除対象年の12月31日（被保険者が年の途中で死亡した場合は、当該死亡の日）

▷手続き方法

《浪江町役場町民税務課で申告する場合》

手続きは不要です。

《上記以外の場合》

- 「障害者控除対象者認定書」の申請手続きが必要です。
- 申請書が必要な方は介護係にご連絡ください（ダウンロード可）。
- 「障害者控除対象者認定書」は申請書を審査し発行します。
- 手続きは余裕をもって行うようお願いします。

☎介護福祉課介護係 ☎0243(62)0172

所得税確定申告の相談 住民税申告

所得税確定申告および住民税申告の相談を実施します。期間は下記のとおりですので、3月15日(火)までに必ず申告するようにしてください。
※役場では16日以降の相談はお受けできませんのでご注意ください。

☎町民税務課課税係
☎0243(62)4735

浪江町の申告相談スケジュール

月 日	受付時間	受付会場
2月16日(火)	9時～15時	二本松事務所
2月17日(水)		
2月18日(木)		
2月19日(金)		
2月20日(土)	申告休み	
2月21日(日)	申告休み	
2月22日(月)	9時～15時	二本松事務所
2月23日(火)		
2月24日(水)		
2月25日(木)		
2月26日(金)	申告休み	
2月27日(土)	申告休み	
2月28日(日)	申告休み	
2月29日(月)	9時～15時	二本松事務所
3月1日(火)		
3月2日(水)		
3月3日(木)		
3月4日(金)	申告休み	
3月5日(土)	申告休み	
3月6日(日)	9時～15時	二本松事務所
3月7日(月)		
3月8日(火)		
3月9日(水)		
3月10日(木)	申告休み	
3月11日(金)	申告休み	
3月12日(土)	申告休み	
3月13日(日)	9時～15時	二本松事務所
3月14日(月)		
3月15日(火)		

福島県内の税務署の確定申告相談会場

土・日・祝日は除きます。ただし、2月21日(日)および2月28日(日)は、ウィル福島でのみ相談会場を開設します。また、受付時間は各会場で異なりますので、詳細は最寄りの税務署にお問い合わせください。

電話によるご相談とご予約は、自動音声に従って「0」番を選択してください。なお、電話による受付は平日の9時から17時までです。
開設期間以外の申告相談については、各税務署で行います。

税務署	確定申告相談会場	開設期間	電話番号
福島税務署	福島卸商団地 ウィル福島 (福島市鎌田字卸町10-1)	2月8日から 3月15日まで	024(534)3121
会津若松税務署	会津アピオ内 アピオスペース (会津若松市インター西90)	2月8日から 3月15日まで	0242(27)4311
郡山税務署	南東北総合卸センター イベントホール (郡山市喜久田町卸一丁目1-1)	2月8日から 3月15日まで	024(932)2041
いわき税務署	イオンいわき店 2階 (いわき市平字三倉68-1)	2月1日から 3月15日まで	0246(23)2141
白河税務署	白河市産業プラザ人材育成センター (白河市中田140)	2月8日から 3月15日まで	0248(22)7111
須賀川税務署	須賀川市産業会館 2階研修室 (須賀川市花岡34-2)	2月8日から 3月15日まで	0248(75)2194
喜多方税務署	喜多方税務署内 (喜多方市字花園38)	2月8日から 3月15日まで	0241(24)5050
相馬税務署	相馬市振興ビル 6階 (相馬市中村字塚ノ町65-16)	2月1日から 3月15日まで	0244(36)3111
二本松税務署	二本松市市民交流センター (二本松市本町2-3-1) ※駐車場有料	2月10日から 3月15日まで	0243(22)1192
田島税務署	田島税務署内 (南会津郡南会津町田島字寺前甲2939-2)	2月10日から 3月15日まで	0241(62)1230

ご持参いただく書類等

右の各欄に該当する書類、印鑑（認印可、シャチハタ不可）を忘れずにお持ちください。また、申告により所得税の還付が発生する場合がありますので、ご本人の口座番号がわかるもの（通帳、キャッシュカード等）もお持ちください。

なお、直近の確定申告書または住民税申告書の控えをお持ちの方はその控えを、自宅や家財の雑損控除を申告している方は、平成22年から26年分の申告書の控えをお持ちください。
※会社等で年末調整している方で、その収入と所得控除に変更がない方は確定申告をする必要はありません。

本年も全国の税務署で確定申告ができること等から、町では二本松事務所でのみ受け付けます。二本松事務所にお越しになれない方は、左記の県内税務署が開設する申告会場や避難先最寄りの税務署の申告会場をご利用ください。
なお、平成26年分以前の確定申告の猶予期間は平成27年3月31日で終了していますので、これらの年分の確定申告がまだお済みでない方は、なるべくお早めに税務署へご相談ください。

	項目等	必要書類
所得税	給与	源泉徴収票（原本）
	雑・公的年金等	
	事業・営業等	白色申告者 …収支の内訳（各合計） がわかるもの
	事業・農業	
不動産	種類に応じた支払通知書	
配当		
賠償金等	給与（就労不能損害）	東京電力による各賠償額の内訳と合意日等が分かる明細書
	事業・営業等	
	事業・農業	
控除等	生命保険料控除	会社等が発行する確定申告用の証明書（原本）
	地震保険料控除	